

第2章 大気汚染対策

第1節 法律、条例に基づく規制

第1 規制の概要

府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）においては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく規制対象施設に加えて、特に有害物質及び粉じんの発生施設を重点として規制対象施設を拡大するとともに、同法の有害物質（5種類）を含め、ベンゼン、トルエン、キシレンなど48種類の有害物質及び粉じんを規制対象物質としている。

また、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乘せ条例」という。）に基づき、大気汚染防止法に定める排出基準より厳しい排出基準を定めるとともに、府公害防止条例で規制対象施設の汚染物質の排出実態に応じ、硫酸化合物排出施設の排出口の高さ制限、ばいじん、有害物質排出施設への電気集じん装置、洗浄集じん装置などの除去装置の設置を義務付ける設備基準のほか、燃料基準、原料基準等規制基準を定めている。

府域のうち特に汚染が著しく、又は著しくなるおそれがある地域においては、硫酸化合物等発生施設の設置について許可制を採用し、規制を強化している。

これら大気汚染防止法及び府公害防止条例に基づく規制権限のうち大阪市域に所在する工場・事業場に係る規制権限は大阪市長に、堺市、豊中市、吹田市、高槻市及び東大阪市の区域に所在する事業場に係るものはそれぞれの市の長に委任されている。

第2 届出施設の現況

1 届出施設の届出・許可状況

昭和55年度における大気汚染防止法及び府公害防止条例に基づくばい煙等発生施設の設置等の届出の受理及び同条例第43条の規定に基づく施設設置の許可の状況は表3-2-1のとおりである。

2 施設設置の現況

昭和56年3月31日現在におけるばい煙等発生施設の設置状況は表3-2-2、表3-2-3及び表3-2-4のとおりであり、また、これらの施設から発生するばい煙を処理するためのばい煙処理施設の設置状況は表3-2-5のとおりである。

表3-2-1 法律及び府公害防止条例に基づくばい煙等発生施設の
届出等の状況（昭和55年度）

区分 法・条例 届出の種類	ば い 煙			粉 じ ん		
	大気汚染 防止法	府公害 防止条例	合 計	大気汚染 防止法	府公害 防止条例	合 計
新 設	257〔78〕	399〔47〕	656〔125〕	9〔8〕	296〔33〕	305〔41〕
既 設	23〔6〕	71〔17〕	94〔23〕	1〔1〕	50〔9〕	51〔10〕
変 更	323〔152〕	162〔12〕	485〔164〕	3	45〔5〕	48〔5〕
氏名等変更	225〔132〕	44〔11〕	269〔143〕	9〔5〕	7	16〔5〕
使用廃止	265〔101〕	205〔18〕	470〔119〕	2	49〔8〕	51〔8〕
承 継	33〔15〕	20〔3〕	53〔18〕	1	4	5
事故の復旧	—	13〔12〕	13〔12〕	—	—	—
設置の許可	—	49〔26〕	49〔26〕	—	—	—
合 計	1,126〔484〕	963〔146〕	2,089〔630〕	25〔14〕	451〔55〕	476〔69〕

(注) 1 ()内は政令委任市における受理(許可)件数で内数である。

2 「大気汚染防止法」の欄には大気汚染防止法に定める施設の届出件数、「府公害防止条例」の欄には条例に定めるいわゆる横出し施設の届出件数を示した。

表3-2-2 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

区分 市町村名	1	2	3	4		5	6	7	8	9	10	11	12	13
	ボ イ ラ ー	ガス発生炉・加熱炉	焙焼炉・焼結炉等	溶 融 炉	転 炉	平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	加 熱 炉	触媒再生塔・燃焼炉	焼成炉・溶融炉	反応炉・直火炉	乾 燥 炉	電 気 炉
大阪市	3,144(2,039)		(4)	(4)	(4)	(94)	(430)	(31)		(67)	(23)	(119)	(46)	(116(43))
堺市	589 ((278))		9	2	3	58	235	24	6	36	13	87((8))	4	35((20))
岸和田市	120 (38)					1	43			3		17(1)	4	18(2)
豊中市	161 ((114))						17			1	2	10		10((8))
池田市	164 (54)						12				3	18		2(2)
吹田市	225 ((181))					9	12			9		1		17((12))
泉大津市	128 (11)						13			1		11	3	2
高槻市	151 ((66))					12	13			6	5	22((1))		15((7))
貝塚市	76 (17)						21			15		3		7(5)
守口市	78 (45)					2	2			3		6		7(4)
枚方市	282 (88)			1		58	63			11		13(2)	11	14(9)
茨木市	158 (84)					5	2			6		75(2)		11(5)
八尾市	154 (48)					49	53			1	1	20(3)		11(7)
泉佐野市	89 (16)					1	14			10	1	5(1)		6(5)
富田林市	55 (41)					2						3(3)		3(2)
寝屋川市	87 (46)					3	10				1	18		9(5)
河内長野市	30 (18)					6	15							3(1)
松原市	34 (18)					3						14(7)		6(5)
大東市	44 (15)					1	5				3	7	1	3(1)
和泉市	71 (14)					3	3					14		3(3)
箕面市	70 (55)											1		3(2)
柏原市	56 (13)					9	13					6		6
羽曳野市	29 (18)					5	9					2		4(4)
門真市	72 (26)					1				1		5		10(3)
摂津市	61 (29)						5			2	5	11		11(6)
高石市	77 (27)					7	2	50	2			6		4(2)
藤井寺市	30 (11)													1
東大阪市	395 ((259))					43	193			14	8	31	2	20((20))
泉南市	48 (12)					2				2		1(1)		3(1)
四条畷市	15 (9)						3			1				1(1)
交野市	12 (6)					2	10			5	1	1	1	1(1)
島本町	29 (14)					3	4					1		3(2)
豊能町														1(1)
能勢町	3 (3)													1(1)
忠岡町	54 (2)											11		9(4)
熊取町	19 (7)											1		1(1)
田尻町	4													1(1)
岬町	9 (9)					3	2						6	2(2)
阪南町	13 (4)						5							1(1)
太子町	1 (1)													
河南町	6 (6)											1		
千早赤阪村	5 (2)													
狭山町	36 (13)						7			2		1	1	3(3)
美原町	52 (9)					6	13			2		1		1
合計	6,936 (3,766)		13	6	8	388	1,229	105	8	201	63	543(29)	79	385(202)

(注) 1〔 〕内は政令委任市分である。
2()内は事業場における設置数で内数である。

(昭和56年3月31日現在)

区分 市町村名	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合 計	工 場 数	事 業 場 数	合 計
	銅用鉛熔系統精錬等	カ顔ドミウム系乾燥施設	塩素急凍冷却施設	溶 解 槽	活性炭製造用反応炉	塩素反応施設等	アルミニウム精錬用電解炉	リン肥料製造等	リン反応施設等	弗凝縮製造用等	リン酸ナトリウム製造用反応施設等	鉛二次精錬用溶解炉	鉛電池製造用溶解炉	鉛承顔料製造用溶解炉等	硝酸製造用吸収施設等				
大阪市	(2)			(2)	(20)		(3)	(6)	(1)	(42)	(4)			(4)	(4,166(2,082))	(996)	(1,309)	(2,305)	
堺市					1			16			2		1		1,121(306)	213	(223)	436	
岸和田市				2	2										210(41)	89	32	121	
豊中市					5						2				208(122)	48	(77)	125	
池田市															199(56)	12	31	43	
吹田市															273(193)	29	(97)	126	
泉大津市															158(11)	98	11	109	
高槻市		11									5	26			266(74)	60	(49)	109	
貝塚市													9		122(22)	55	15	70	
守口市															107(49)	27	33	60	
枚方市															453(99)	72	62	134	
茨木市															257(91)	47	64	111	
八尾市															289(58)	105	36	141	
泉佐野市													2		128(22)	71	15	86	
富田林市															63(46)	10	21	31	
寝屋川市															128(51)	38	40	78	
河内長野市															54(19)	14	12	26	
松原市															57(30)	13	17	30	
大東市		5			1						12				82(16)	27	15	42	
和泉市															94(17)	57	10	67	
箕面市															74(57)	9	42	51	
柏原市															90(13)	33	7	40	
羽曳野市															49(22)	14	16	30	
門真市															89(29)	26	25	51	
摂津市				2	14			26							137(35)	25	14	39	
高石市					8										156(29)	19	21	40	
藤井寺市												1			32(11)	14	6	20	
東大阪市												5			711(279)	169	(243)	412	
泉南市															56(14)	21	8	29	
四条畷市															20(10)	7	9	16	
文野市															33(7)	13	6	19	
島本町												1			41(16)	8	11	19	
豊能町															1(1)		1	1	
能勢町															4(4)		2	2	
忠岡町															74(6)	40	3	43	
熊取町															21(8)	11	7	18	
田尻町															5(1)	2	1	3	
岬町															22(11)	1	7	8	
阪南町															19(5)	7	5	12	
太子町															1(1)		1	1	
河南町															7(6)	1	2	3	
千早赤阪村															5(2)	2	1	3	
狭山町															50(16)	7	8	15	
美原町															75(9)	36	8	44	
合 計	2	16		6	51		3	48	1	70	41	1		4	10,207 (3,997)	2,546	2,623	5,169	

表3-2-3 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況

(昭和56年3月31日現在)

種類 市町村名	1	2	3	4	5	合計	工場・ 事業場数
	コークス炉	石の推積場 又は土	アトコンベ ア及びパケッ ベルトコンベ	破び 碎摩 機碎 及機	ふる る い		
大阪市	4〔4〕	43〔43〕	121〔121〕	12〔12〕	9〔9〕	189〔189〕	44〔44〕
堺市		29	374〔6〕	26〔1〕	47	476〔7〕	16〔1〕
岸和田市		4	23			27	2
豊中市			3		3	6	3
吹田市		1				1	1
泉大津市		3	18	5	2	28	4
高槻市		1	65	35	24	125	7
貝塚市		1	1		12	14	1
守口市		1		1		2	2
枚方市					1	1	1
茨木市		4	44	19	12	79	9
泉佐野市		2	17			19	3
河内長野市			4	2		6	1
大東市		2	5			7	3
和泉市		1	2	1	1	5	1
箕面市		9	28	16	11	64	7
柏原市				1		1	1
羽曳野市			9	4	4	17	1
摂津市		5				5	2
高石市		6	48	6	7	67	5
泉南市			7	5	3	15	1
四条畷市			4	1		5	2
島本町			12	6	3	21	1
能勢町			2			2	1
岬町		2	3	3	1	9	2
阪南町			18	3	1	22	1
太子町				3		3	1
千早赤阪村				1		1	1
美原町				1		1	1
合計	4〔4〕	114〔43〕	808〔127〕	151〔13〕	141〔9〕	1,218〔196〕	125〔45〕

(注)〔 〕内は政令委任市分で内数である。

表3-2-4 府公害防止条例に基づくばい煙・粉じんの
届出施設設置工場・事業場数

(昭和56年3月31日現在)

市町村名	区 分	硫黄酸化物・ばいじん	有害物質	粉 じ ん	工場・事業場数
大 阪 市		2,670(2,670)	5,180(5,180)	1,700(1,700)	7,259(7,259)
堺 市		431 (207)	252 (11)	169 (2)	676 (218)
岸 和 田 市		130	52	133	265
豊 中 市		127 (77)	111	81	246 (77)
池 田 市		46	12	12	58
吹 田 市		129 (97)	42	41	76 (3)
泉 大 津 市		110	23	92	170
高 槻 市		113 (49)	71	81	182 (49)
貝 塚 市		85	49	18	121
守 口 市		52	68	57	126
枚 方 市		145	77	83	206
茨 木 市		119	62	61	174
八 尾 市		212	211	252	456
泉 佐 野 市		84	57	20	134
富 田 林 市		32	22	32	70
寝 屋 川 市		94	50	50	144
河 内 長 野 市		33	30	81	109
松 原 市		31	40	39	77
大 東 市		49	73	79	135
和 泉 市		72	9	39	101
箕 面 市		51	5	14	63
柏 原 市		51	61	87	136
羽 曳 野 市		28	21	30	56
門 真 市		63	64	64	141
摂 津 市		45	52	59	112
高 石 市		40	20	26	67
藤 井 寺 市		21	29	25	52
東 大 阪 市		534 (243)	710 (2)	646 (2)	1,413 (247)
泉 南 市		29	2	34	58
四 条 畷 市		18	16	15	37
交 野 市		24	26	21	52
島 本 町		19	8	11	29
豊 能 町		1	2	4	6
能 勢 町		3	0	9	12
忠 岡 町		44	13	13	54
熊 取 町		18	1	1	20
田 尻 町		3	0	1	4
岬 町		10	2	5	14
阪 南 町		12	1	21	33
太 子 町		1	1	7	8
河 南 町		4	5	8	14
千 早 赤 阪 村		3	1	9	12
狭 山 町		15	12	17	31
美 原 町		52	55	45	95
合 計		5,853(3,343)	7,598(5,193)	4,292(1,704)	13,304(7,853)

(注) 1 1の工場等に硫黄酸化物・ばいじんに係る届出施設、有害物質に係る届出施設又は粉じんに係る届出施設がある場合は、それぞれの欄に集計している。
2 ()内は政令委任市分で内数である。

表3-2-5 ばい煙処理施設の設置状況

(昭和56年3月31日現在)

ばい煙発生施設の種類の 処理施設の種類の		遠心力集じん装置 (サイクロン)	遠心力集じん装置 (マルチサイクロン)	洗浄集じん装置 (湿式サイクロン)	洗浄集じん装置 (スクラバー)	電気集じん装置	ろ過集じん装置 (バッグフィルター)	排煙脱硫装置	その他	合計
		1	ボイラー	56(30)	236(63)	14(11)	7(4)	61(8)	31(12)	124(27)
2	ガス発生炉・加熱炉									
3	焙焼炉・焼結炉等	2	2	1	4(2)	6(3)	1(1)	8(3)	3	27(9)
4	溶鉱炉	1(1)			3(1)	4(2)	6(6)			14(10)
	転炉				5(2)	1(1)	2(1)			8(4)
	平炉									
5	金属溶解炉	15(3)	5	3(3)	35(27)	24(16)	270(33)	7(2)	101	460(84)
6	金属加熱炉	1(1)		1(1)	2(2)	3(3)	2(2)		17	26(9)
7	加熱炉	2(2)			1(1)	11	2(1)		4	20(4)
8及び8の2	触媒再生塔・燃焼炉					2		5	1	8
9	焼成炉・溶融炉	5(5)	3(1)	2(1)	8(5)	28(5)	30(4)	14(2)	10(2)	100(25)
10	反応炉・直火炉	1		1(1)		1			9	12(1)
11	乾燥炉	43(4)	9(1)	12(6)	12(5)	3(2)	54(6)	3	52(11)	188(35)
12	電気炉	1(1)		1(1)		2	78(44)		5(1)	87(47)
13	廃棄物焼却炉	71(20)	119(29)	54(25)	108(43)	127(50)	7(3)	17(7)	138(38)	641(215)
14	銅鉛系精錬用焙焼炉等		3(3)		2(2)		3(3)	2(2)	2(2)	12(12)
15	カドミウム系顔料乾燥施設									
16	塩素急速冷却施設									
17	溶解槽			1(1)					4	5(1)
18	活性炭製造用反応炉									
19	塩素反応施設等			2(1)					40	42(1)
20	アルミニウム精錬用電解炉									
21	リン肥料製造用反応施設等									
22	弗酸製造用凝縮施設等								44	44
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等								1	1
24	鉛二次精錬用溶解炉					4(4)	23(5)		7	34(9)
25	鉛電池製造用溶解炉						32		8	40
26	鉛系顔料製造用溶解炉等									
27	硝酸製造用吸収施設等									
28	コークス炉				2(2)	1(1)	1(1)		1(1)	5(5)
合計		198(67)	377(97)	92(51)	190(96)	277(95)	542(122)	180(43)	482(71)	2,338(642)

(注) ()内は政令委任市分で内数である。

第3 検査指導状況

ばい煙等発生施設を設置している工場等について、必要に応じ、届出内容の照合、規制基準の遵守状況調査、各種検体採取など立入検査を行い、改善指導を行った。また、夜間の操業状況等を検査するため、夜間パトロールを実施した。

また、ばい煙等発生施設の設置等に係る届出又は許可申請があった場合において、当該届出又は許可申請が排出基準等に適合しないと認めるときは、防止措置等必要な改善指導を行うこととしている。

昭和55年度の立入検査・検体採取状況は、表3-2-6のとおりである。

表3-2-6 立入検査・検体採取状況(昭和55年度)

立入 検査	法律・条例の遵守状況の点検	4,017 (35) 工場
	中小企業公害防止資金特別融資審査	59
	合 計	4,076 (35)
検 体 採 取	硫 黄 酸 化 物	0 検体
	有 害 物 質	1,378
	燃 料 ・ 原 料	1,937
	ば い じ ん	0
	粉 じ ん	0
	合 計	3,315

- (注) 1 立入工場数は延べ数である。
2 ()内は夜間パトロールによる立入検査回数で内数である。

第2節 工場・事業場における燃料使用量等の状況

1 燃料使用量の推移

府では毎年、公害防止諸施策の基礎資料を得ることを目的として、府下のばい煙発生施設を有する工場・事業場に対し、アンケート方式により大阪市と共同で燃料使用状況調査を実施している。昭和55年度においては、府下約5,100(大阪府担当分2,600、大阪市担当分2,500)の工場・事業場を対象に、昭和54年度における燃料使用量等について調査し、その回収率は86.2%であった。

府域における原・重油の使用量は、昭和52年度にやや増加したものの、全般的には昭和47年度をピークに年々減少の傾向にあるといえる。地域別にみると、大阪市地域、北大阪地域及び東大阪地域で横ばいなし減少している。南大阪地域の泉北地区では年々かなりの減少傾向を示しており、同地域の泉南地区では昭和53年度をピークに減少に転じている。また、南河内地区では少量で横ばいとなっている。

灯・軽油の使用量は、前年度に引き続き減少の傾向にある。

コークスの使用量は、昭和54年度には前年度に比べて約5%増加した。これは主として大阪市地域の使用量が増加したためである(表3-2-7)。

2 二酸化硫黄排出量

燃料使用状況調査と同時に調査した二酸化硫黄の排出量及びこれらの調査結果から算出した重油(原油を含む)中の平均硫黄含有率は年々減少の傾向にある。昭和54年度は昭和46年度に比較して二酸化硫黄の排出量は約9分の1、平均硫黄含有率は約6分の1となっている(表3-2-8及び表3-2-9)。

表3-2-7 地域別燃料使用量の推移

(1) 原・重油

(単位：千kl)

地域	昭和46		51		52		53		54		55(予定)		
	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	
大阪市地域	2,742	31.7%	1,592	28.4%	1,522	24.9%	1,537	27.1%	1,385	28.7%	1,617	30.5%	
北大阪地域	369	4.3	249	4.5	241	3.9	244	4.3	245	5.1	233	4.4	
東大阪地域	436	5.1	319	5.7	294	4.8	281	5.0	277	5.7	265	5.0	
南大阪地域	泉北地区	4,512	52.2	2,895	51.7	2,627	42.9	2,041	35.9	1,652	34.2	2,328	43.8
	泉南地区	525	6.1	492	8.8	1,391	22.7	1,530	26.9	1,224	25.3	816	15.4
	南河内地区	53	0.6	52	0.9	47	0.8	45	0.8	47	1.0	48	0.9
	計	5,090	58.9	3,439	61.4	4,065	66.4	3,616	63.6	2,923	60.5	3,192	60.1
合計	8,637	100.0	5,599	100.0	6,122	100.0	5,678	100.0	4,830	100.0	5,307	100.0	

(注) 1 昭和55年度の数値は、燃料の使用予定量である(以下本節の各表について同じ)。
 2 地域の区分は次表のとおりである(以下本節の各表について同じ)。

燃料使用量調査地域区分

地域(地区)の区分		関	係	市	町	村	
大阪市地域		大阪市					1市
北大阪地域		池田市、箕面市、茨木市、高槻市、豊中市、吹田市、摂津市、能勢町、島本町、豊能町					7市 3町
東大阪地域		枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市					10市
南大阪地域	泉北地区	堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町					4市 1町
	泉南地区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南町、岬町					4市 4町
	南河内地区	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、美原町、狹山町、太子町、河南町、千早赤阪村					5市 4町 1村

(2) 灯・軽油

(単位：千ℓ)

年度 地域		昭 46		51		52		53		54		55(予定)	
		使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比
大阪市地域		125	33.2%	285	33.4%	325	39.1%	270	37.4%	260	38.1%	284	40.9%
北大阪地域		13	3.5	108	12.7	100	12.0	116	16.1	112	16.4	117	16.9
東大阪地域		35	9.3	127	14.9	128	15.4	143	19.9	136	20.0	130	18.7
南 大 阪 地 域	泉北地区	172	45.7	248	29.1	188	22.6	106	14.7	96	14.1	95	13.7
	泉南地区	27	7.2	72	8.5	75	9.0	70	9.7	62	9.1	52	7.5
	南河内地区	4	1.1	12	1.4	16	1.9	16	2.2	16	2.3	16	2.3
	計	203	54.0	332	39.0	279	33.5	192	26.6	174	25.5	163	23.5
合 計		376	100.0	852	100.0	832	100.0	721	100.0	682	100.0	694	100.0

(3) コークス

(単位：千トン)

年度 地域		昭 46		51		52		53		54		55(予定)	
		使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比
大阪市地域		815	29.9%	796	32.0%	769	30.5%	828	36.2%	915	38.1%	967	36.3%
北大阪地域		2	0.1	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.1	7	0.3
東大阪地域		23	0.8	17	0.7	17	0.7	16	0.7	17	0.7	17	0.6
南 大 阪 地 域	泉北地区	1,858	68.1	1,652	66.5	1,711	68.0	1,422	62.3	1,451	60.3	1,649	62.0
	泉南地区	15	0.6	9	0.4	10	0.4	10	0.4	10	0.4	10	0.4
	南河内地区	13	0.5	9	0.4	10	0.4	10	0.4	11	0.4	11	0.4
	計	1,886	69.2	1,670	67.3	1,731	68.8	1,442	63.1	1,472	61.2	1,670	62.8
合 計		2,726	100.0	2,484	100.0	2,518	100.0	2,287	100.0	2,405	100.0	2,661	100.0

表3-2-8 地域別二酸化硫黄排出量の推移

(単位：千トン)

地域	年度		昭 46		51		52		53		54		55(予定)		
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	
大阪市地域	75	33.3%	10	26.3%	7	21.9%	6	22.2%	5	20.0%	6	21.4%			
北大阪地域	13	5.8	2	5.3	2	6.2	2	7.4	2	8.0	2	7.1			
東大阪地域	15	6.7	4	10.5	3	9.4	2	7.4	3	12.0	2	7.1			
南大阪地域	泉北地区	97	43.1	18	47.4	14	43.8	12	44.4	10	40.0	12	42.9		
	泉南地区	23	10.2	3	7.9	5	15.6	4	14.9	4	16.0	5	17.9		
	南河内地区	2	0.9	1	2.6	1	3.1	1	3.7	1	4.0	1	3.6		
	計	122	54.2	22	57.9	20	62.5	17	63.0	15	60.0	18	64.4		
合 計	225	100.0	38	100.0	32	100.0	27	100.0	25	100.0	28	100.0			

(注) 重油(原油を含む)、軽油、灯油、石炭、コークス及びタールピッチ類を対象とした。

表3-2-9 地域別重油中の平均硫黄含有率の推移

(単位：%)

地域	年度	昭 46	51	52	53	54	55(予定)
	大阪市地域		1.26	0.28	0.20	0.16	0.16
北大阪地域		1.92	0.46	0.45	0.32	0.35	0.36
東大阪地域		1.75	0.64	0.53	0.42	0.43	0.43
南大阪地域	泉北地区	1.15	0.23	0.19	0.22	0.22	0.20
	泉南地区	1.58	0.33	0.18	0.16	0.14	0.29
	南河内地区	2.12	0.63	0.67	0.58	0.55	0.54
	計	1.29	0.25	0.19	0.20	0.19	0.22
合 計		1.28	0.29	0.22	0.20	0.21	0.22

- (注) 1 原油を含む重油の平均硫黄含有率である。
 2 硫黄含有率は、重油の比重を0.9、原油の比重を0.83として重油、原油の年間使用量と重油、原油からの二酸化硫黄年間排出量とから算出した。
 3 脱硫効率を考慮した数値である。

第3節 大気清浄化計画の推進等

環境管理計画に示す固定発生源から排出される大気汚染物質に係る削減目標値を達成するため、その実施計画として昭和48年度に策定した大気清浄化計画等を引き続き推進した。

第1 硫黄酸化物対策の推進

1 総量規制の推進

大気汚染防止法の規定により昭和52年9月に策定した硫黄酸化物総量削減計画に基づき、総量規制基準等を新設特定工場等については昭和52年10月1日から、その他の特定工場等については昭和53年3月31日からそれぞれ適用して硫黄酸化物に係る総量規制を実施している。

昭和55年度においては、工場・事業場に対し、随時立入検査等を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図った。

2 中小固定発生源向きC重油燃焼方法の調査

石油事情の緊迫化に伴う中小工場での使用燃料の重質化に対応して、低公害燃焼技術の基礎調査を行った。

第2 窒素酸化物対策の推進

大気清浄化計画第1次重点工場（昭和47年度時点における窒素酸化物総排出量が、800トン／年以上であるもの：19工場）及び同第2次重点工場（同20トン／年以上800トン／年未満であるもの：60工場）に対する排出量削減指導の成果を踏まえて、昭和55年度においては前年度に引き続いて大規模工場及び新・増設工場を中心に窒素酸化物排出量の削減を指導した（表3-2-10）。

表3-2-10 窒素酸化物排出量及び削減実施計画

（単位：トン／年）

工場・事業場の規模	年度 排出量等	昭47	50		53			
		推定排出量	推定排出量	削減率 (%)	許容排出量	削減率 (%)	推定排出量	削減率 (%)
大気清浄化 計 画	第1次重点工場	60,900	29,600	51.4	21,300	65	18,600	69.5
	第2次重点工場	14,400	8,000	44.4	6,500	55	5,600	61.1
中 小 規 模 工 場 等		15,100	15,100	—	9,100	40	(12,800)	—
そ の 他		2,300	2,300	—	2,100	10		—
合 計		92,700	55,000	40.7	39,000	57.9	(37,000)	60.1

（注）（ ）内は概数である。

第3 二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議の運営

昭和53年3月の中央公害対策審議会答申「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」を受けて、昭和53年7月に改定された二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）については、その科学的根拠等をめぐって各方面から種々の問題提起がなされているが、府としては、改定された環境基準の科学的根拠について理解を深め、今後の窒素酸化物対策に資することを目的として、昭和53年11月、医学専門家13名で構成する二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議を発足させ、専門的意見を徴することとした。

同専門家会議は、環境基準改定の根拠となった動物実験研究、人の志願者における研究、疫学調査研究など二酸化窒素の人の健康影響に関する各種の資料及び環境基準改定後に公表された資料をもとに検討を進め、昭和54年3月、「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議中間報告」を、昭和55年3月には、「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について（報告）」をとりまとめ、知事に提出した。

報告では、二酸化窒素の生体影響に関する知見は、旧環境基準（昭和48年5月8日に国が告示した環境基準のうち二酸化窒素に係る環境基準）告示当時に比べると格段の充実が認められるとしながらも、動物実験研究、人の志願者における研究からは、人の健康への影響がみられない濃度を現在の知見から求めることは困難である。また、疫学調査研究については、現在までの知見を勘案すれば、国の専門委員会が提案した長期暴露の指針値のうち、年平均値 0.02 ppm については、あながち妥当性を欠くものではないが、年平均値 0.03 ppm については、年平均値 0.02 ppm に比較して不確定であると考えるとの各種調査研究に対する所見とともに、次のとおり見解が示された。

- (1) 旧環境基準告示以後における観測データの集積及び各種の調査研究の成果からみて、旧環境基準が再検討されたことは妥当であるとする。
- (2) 二酸化窒素に係る長期暴露に関する指針値については、現在得られる動物実験研究、人の志願者における研究及び疫学調査研究の成績から、今直ちに数値を明確に示し得る段階ではないとする。

なお、この報告では、引き続き各種調査研究を続ける必要があるとし、昭和55年度には、その後の新たな知見を加え、調査研究が行われた。

第4 炭化水素対策の検討

炭化水素は光化学スモッグ発生の原因物質の一つであるとされ、府公害防止条例において有害物質として排出基準、設備基準を設けて規制を行っている。また、光化学スモッグ対策を加味した、より適切な規制方策の検討を府公害対策審議会に諮問しており、昭和55年度においては、昭和56年1月に専門委員会が開かれ、国における炭化水素類の規制の動向等について検討が行われた。